明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三二）　三
○水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三三三）　四
○港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三四）　五
○検疫法施行令の一部を改正する政令（三三五）　六
○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（三三六）　六
○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三七）　六

〔省　令〕

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七二）　六
○港湾法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九四）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**九五）　六

〔告　示〕

○登録証明機関の業務を休止した件（**総務**四三九）　七
○情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**三六三）　一〇
○外国公文書の認証を不要とする条約へのバーレーン王国の加入に関する件（**同**三六四）　一〇
○食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三六五）　一〇
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（**財務**三八三）　一〇
○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**三六八）　一〇
○競馬法第八条第一項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める率を定める件（**農林水産**二九六〇）　一〇
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一一七七）　一〇
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一一七八）　一〇

〔国会事項〕

内閣　三

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　三

〔官庁報告〕

法務　三

公証人任免（法務省）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　一三

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三二号）（国土交通省）

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二五年一二月一一日とすることとした。

◇水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三三三号）（国土交通省）

河川法施行令の一部改正関係

1　河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準

河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとするほか、国土交通省令で定めることとした。（第九条の三関係）

(1)　河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に巡視を行い、障害物の処分等の河川管理施設等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(2)　河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

(3)　(2)の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあっては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

(4)　(2)の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷等の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。